地域福祉活動応援事業助成金募集要項

1　目的

岩手県共同募金会北上市共同募金委員会では、地域福祉力の向上を図るため、地域で行われている福祉活動の充実や新たに取り組む福祉活動などを支援することを目的に助成を行います。

2　助成対象

(1) 対象団体

北上市内で地域福祉活動を行う住民団体で、非営利団体とします。

※政治目的を持つ団体、宗教の勧誘を行う団体、政治及び宗教を主たる目的とした団体、構成員に暴力団員が含まれている団体等は対象になりません。

(2)　助成対象活動

① 活動期間

令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日

② 活動内容

北上市内で、地域福祉を推進する先進的な活動、地域の新たな福祉課題へ取り組む活動や地域福祉活動を通じた地域の活性化を図る活動

【活動例】

ア　行政が実施する行政区単位以外で行うサロン活動

イ　地域を支えるための移送支援サービス活動や配食サービス活動

ウ　子どもから高齢者までの世代を超えた地域住民の交流活動

エ　子どもの居場所づくり、子どもと大人たちのつながりや地域との連携による学習会や子ども食堂の開催

(3)　助成対象経費

【助成対象となる経費】

助成対象経費 （活動に直接要する経費）	費用の例
会議費	お茶代、会場代等
消耗品費	活動に係る消耗品、使用する物品、材料等
通信運搬費	ハガキ、切手代等
研修費	講師謝金、資料代、交通費等
広報費	チラシ・ポスター作成代、広報紙作成代等
諸費	いずれの科目にも属さないもの

【助成対象とならない経費】

①　応募団体の会議、打ち合わせ及び反省会等の際の飲食代

②　活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費

③　領収書の発行元が応募団体のものの経費

④　備品を整備するための経費

3　助成金額

１団体につき 10 万円を上限とします。

4　応募方法

(1) 応募書（様式第１号）等の提出

①　所定の応募書及び事業実施収支予算書に必要事項を記入し、提出してください。応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。

②　振込口座は応募団体名義の口座を記入してください。個人名義への振込及び現金での助成は行いません。

(2)　提出先は下記９に記載のところです。

5　応募（募集）期間

令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年１月 15 日（金）

6　助成決定及び助成金の交付

(1) 岩手県共同募金会北上市共同募金委員会審査委員会において審査し、審査の結果は交付決定通知書（様式第２号）により各応募団体に通知します。

助成決定後、助成決定団体からの交付申請書（様式第３号）提出により、岩手県共同募金会より助成決定団体へ助成金を送金します。

(2) 助成決定後に応募書記載の実施内容及び収支予算を変更する場合は、申出してください。

7　実績報告

助成決定団体は、活動終了後１ヶ月以内に実績報告書（様式第４号）を提出してください。

8　その他

同一の事業で助成金を申請できる回数は３回を上限とします。

9　問い合わせ

北上市常盤台二丁目１番 63 号

岩手県共同募金会北上市共同募金委員会（北上市総合福祉センター）

電話：0197-64-1212　ＦＡＸ：0197-64-7580

電子メールアドレス　shakyou@kitakami.ne.jp